

今回は、本会に寄せられた議会運営に関する最近の照会について説明し、これらに関する見解を述べます。

なお、文中意見にわたる部分は筆者の個人的見解であることを予めお断りしておきます。

#### Q1 議案提出者と修正の動議について

議員が提出した意見書案に対し、他の議員から修正案（修正の動議）が提出された。この修正案の提出者に原案の提出者がなることが可能か。

また、修正案の提出者とはならなくても、修正案の表決において修正案に賛成することは可能か。

**A1** 結論から述べますと、いずれも可能と考えます。地方自治法や会議規則に議案提出者が修正案の提出者や修正案に賛成することを禁じる規定がないことが理由です。しかし、法上は可能でも議案の提出者自身が自ら提出した議案の修正を希望する行為は、他の議員から提出議員としての見識を問う意見が出る可能性があります。

通常は、議案の修正案の提出や修正案に賛成するのではなく、提出者が会議規則（標準市議会会議規則第19条）に基づく議案の訂正の手続を行うのが適当です。

連載<sup>23</sup>

# 議会運営

## Q&A

全国市議会議長会  
調査広報部法制参事  
本橋 謙治

以上のことから、議案提出者が提出した議案の修正案の提出者になることや修正案に賛成することは可能ですが、提出者であることから、このようなことは不適当であると解し、議案の訂正を基本とする対応をするべきと考えます。

#### Q2 議案提出者による賛成討論の実施について

議会に提出された議員提出議案について、提出者である議員が賛成討論を通告してきた。当該通告を認めるべきか。また、議案の賛成者が同様の通告を行った場合はどうか。

**A2** A1と同様に、議案の提出者が賛成討論を行うことを禁じる会議規則等がないことか

ら、議案の提出者による賛成討論は可能と考えます。

しかし、議案の提出者は当該議案の上程時において提案説明を行っているため事実上の賛成討論を行っていると考えることができ、討論は一議題につき1人1回という原則（討論一回の原則）の趣旨に反することから、提出者の賛成討論は好ましい運営ではありません。ただし、提案者が複数であり、提案説明を行っていない提案者が賛成討論を行う場合は、上記の問題点に留意する必要性は、説明を行った提出者の賛成討論の場合に比べて低いと考えます。議案の賛成者の賛成討論も同様と考えます。なお、国会（参議院）は先例で、「議案の発議者となった議員は、その議案に対して討論することができない。」としています。

以上のことから、議案の提案説明を行った提出者である議員は、当該議案に対する討論を控えるなどの申し合わせなどを議会内で決定し、運用することも一つの方法と考えます。

**参考** 参議院先例集308

議案の発議者となった議員は、その議案に對して討論することができない。

**Q3** 議員の表決の変更について

委員会では反対を表明した議員が本会議で賛成を表明することは可能か。また、これに先立ち本会議で反対討論を行った議員が討論終結後、議長に對して反対討論を行ったが、採決では賛成したという旨の発言を行った。  
このような発言に對し、議長はどのような対応をすることが適当か。

**A3** まず、本会議で委員会と異なる表決をすることの可否についてですが、可能と考えます。

委員は、自己の表決の訂正、つまり委員会での採決で反対した場合は、後の委員会において先の自己の表決を賛成に訂正することはできません（標準市議会会議規則第129条）。しかし、委員会での表決の後に改めて議員が事件の賛否について改めて検討した結

果、本会議において委員会と異なる表決をとることは可能です。

会議規則の表決の訂正の禁止は、委員会での表決を委員会が訂正すること、本会議での表決を本会議で訂正すること（標準市議会会議規則第75条）を禁止するものであり、Q3のように委員会で反対を表明した議員が本会議で賛成を表明することを禁じる規定ではありません。しかし、このような行為は他の議員から当該議員の道義的責任を問う意見が出る可能性があるので、可能ならば、議会運営委員会などであらかじめ表決を変更するに至った経緯等について説明しておくことが適当です。

次に討論直後の発言についてですが、仮に当該議員が議事進行発言として発言した場合ですが、議事進行発言とは議長に對し、差し迫った議事進行上の問題について、賛成者や発言通告書の提出を必要としないで、要望等を述べるものです。

以上のことから、Q3のような議員の発言は議事進行発言に該当せず、この発言に對し、議長が対応できることはほとんどありません。強いていうならば、議長としては採決において具体的な意思を表明して欲しい旨を述べる程度と考えます。なお、議長が反対討論をすることを勧めることも考えられますが、

当該議員は既に討論を行っている（賛成討論）ことから、討論一回の原則により反対討論をすることを勧める発言はできません。

**参考** 標準市議会会議規則

第75条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

第129条 委員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

**Q4** 議員提出の議案に関する議案提出者、議案賛成者に対する質疑について

議員が提出した議案に對して一部の議員が議案提出者ではなく議案の賛成者に對して質疑を希望している。このような場合、議案の賛成者は答弁することが可能なのか。また、質疑者からの希望に基づくのではなく、議案提出者と議案賛成者が協議して賛成者から積極的に答弁することは可能なのか。

**A4** まず、議案賛成者について説明します。

議案賛成者は、議員が提出した議案に賛成し、その成立に努力する立場の議員になるととされています。確かに賛成者になるといふことは、当該議案の内容を十分に理解していることが予定されていますが、あくまで提

出者の次の立場であることには変わりありません。

このようなことから、Q4のように質疑者が提出者の答弁を求めたとしても提出者がいる以上、賛成者が答弁することはできないと考えるのが適当です。ただし、提出者が当日の会議を病気等の理由により欠席しているなど、審議の際に提出者が不在の場合に限り、賛成者の答弁は可能と考えます。同様に、質疑者からの希望ではなく、議案提出者と議案賛成者が協議した結果、賛成者から積極的に答弁を行うことについても、上記理由によりできないと考えるのが適当です。

議案賛成者である議員が答弁を行いたくないならば、当該議員は議案賛成者ではなく、議案提出者になるべきと考えます。ちなみに地方自治法第112条に基づく議案の提出要件は、議案提出者と議案賛成者の合計が定数の12分の1以上という解釈であることから、議案提出者のみの提出が可能のため、あえて議案賛成者を募る必要はありません。一方、会議規則に定められている「その他のもの」については、各議会の会議規則の規定内容や解釈によります。

参考 地方自治法

第112条 普通地方公共団体の議会の議員

は、議会の議決すべき事件につき、議案に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。

2 前項の規定により議案を提出するに当たっては、議員の定数の十二分の一以上の者の賛成がなければならない。

3 第一項の規定による議案の提出は、文書を以てこれをしなければならない。

参考 行政実例（昭和31年9月28日）

問 第112条第2項の「八分の一以上（現行法では十二分の一以上）の者の賛成」とあるが、これには提出者を含まないか。

答 含む。

Q5 委員会が議案が修正可決された場合の質疑について

委員会に付託された事件が委員会審査の結果、一部が修正されて可決した。これにより本会議において付託された委員会の委員長が当該議決結果を報告するが、委員長報告後に行われる質疑の中で修正された事項について質疑が行われた場合、当該質疑に対する答弁を委員長ではなく、委員会で修正案を提出した議員が行うことは可能か。

A5 委員長報告は、委員会での審査の経過と結果について、委員長が当該委員会に所属していない議員に報告し、本会議での表決の参考にしてもらうことを目的に行われるものです。

このことから、委員会での審査結果報告に対する質疑に答弁するのは当該委員会を代表する委員長と解するべきであり、仮に委員会で修正案が提出され、これが可決した場合でも委員長が質疑に答弁すべきと考えます。多くの議会では、委員長報告に対する質疑を含めて発言の通告制を採用していることから、事前に委員会で可決された修正案に関する質疑の有無とその内容が明らかになるため、委員長報告を行う本会議までに委員長が当該質疑に対する答弁を調整することが可能です。

なお、標準市議会会議規則第41条に修正案の提出者に対し質疑をすることができる規定がありますが、当該規定は委員会で修正案が可決された場合のことを定めているのではなく、本会議で修正案が提出された場合における質疑に関する規定です。よって、当該規定を根拠に委員会が修正案が可決した旨の委員長報告に対する質疑の答弁を委員会で修正案を提出した議員が行うことはできません。

参考 標準市議会会議規則

第40条 委員長の報告及び少数意見の報告が  
終わったとき又は委員会への付託を省略し  
たときは、議長は、修正案の説明をさせる。

第41条 議員は、委員長及び少数意見を報告  
した者に対し、質疑をすることができる。  
修正案に関しては、事件又は修正案の提出  
者及び説明のための出席者に対しても、ま  
た同様とする。

Q6 議長の除斥について

当市議会に市民が議会図書室を自由  
に利用できるようにすることを求める  
陳情が提出された。

この陳情書には、以前、陳情者が議  
会図書室の利用を現在の議長に求めた  
が、議員の使用を優先とすることを理  
由に利用を認められなかったために陳  
情に至ったことが詳細に記載されてい  
た。

当該陳情の取扱について議会運営委  
員会で協議したところ、請願と同様に  
扱うことが確認されるとともに、陳情  
書に陳情者と議長とのやりとりが記載  
されていることから、一部の委員から  
一身上の事件として議長は除斥ではな  
いかという意見が出された。

このような陳情の審議の際、議長は  
除斥なのか。

A6 議長を除斥する必要は無いと考えます。

確かに、陳情書には図書室の使用を不許可  
とした議長の行為について記載されています  
が、陳情の内容は議長に対してではなく、議  
会に対して議会図書室の使用許可を求めるも  
のであります。議会が当該陳情を採択又は不  
採択とすることにより、直ちに議長に利益又  
は不利益が発生するものではなく、これが議  
長に対する直接的な利害関係がある事件と判  
断することはできないと考えます。

以上のことから、陳情書に議長に関する事  
が記載されていても、陳情の内容が議長との  
直接の利害関係が無い限り、議長を除斥する  
必要は無く、議長が当該陳情の審議において  
議事をすすめることは問題ないと考えます。

参考 地方自治法

第117条 普通地方公共団体の議会の議  
長及び議員は、自己若しくは父母、祖父  
母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の  
一身上に関する事件又は自己若しくはこ  
れらの者の従事する業務に直接の利害関  
係のある事件については、その議事に参  
与することができない。但し、議会の同

意があったときは、会議に出席し、発言  
することができる。

参考文献

- 議会運営の実際（自治日報社）
- 逐条地方自治法（学陽書房）
- 議会運営実務提要（ぎょうせい）
- 地方自治関係実例判例集（ぎょうせい）

